

(別添4)

電気工事統括技士のヘルメット貼付用ワッペンについて

今般、電気工事統括技士活用策推進の一環として、現場において電気工事統括技士が着用するヘルメットに貼付するワッペン（シール）を作成いたしました。

このワッペンの取扱いにつきましては、下記の通りといたします。

記

1. ワッペンは各企業の工事現場において、工事ごとに基幹技能者の役割を担当する電気工事統括技士のヘルメットに貼付するものとし、原則として1現場1枚を基本とする。
2. ワッペンは実費にて会員企業に配布するものとし、1枚あたり200円で、申込単位は10枚を1単位とする。
3. ワッペンの形状等

電気工事統括技士
(基幹技能者)



(社)日本電設工業協会

以上